

川崎市私道内公共下水道整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私道に公共下水道を整備し、もって水洗便所及び排水設備の普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において私道とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び同法施行前の道で道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路及び道をいう。

(対象)

第3条 公共下水道整備の対象となる私道は公共的性格を有し、かつ、宅地部分との区画が明確で道路側溝等の設置が可能なもので、公道に移管が困難な次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公道と公道を接続する幅員が2.7メートル以上の私道で技術的に公共下水道整備が可能なもの
- (2) 公道と公共施設を接続する幅員が4メートル以上の私道
- (3) 一端が公道に接続し幅員が4メートル以上、延長25メートル以上の私道
- (4) 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）施行以前に造成された団地内の私道
- (5) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるとき。

(条件)

第4条 前条の私道は次の各号の要件を備えていなければならない。

- (1) 当該私道が処理区域内又は近く処理区域の公示が予定される区域内にあること。

- (2) 当該私道に整備する公共下水道を利用する建築物が前条第1号、第2号及び第5号においては2戸以上、同3号においては5戸以上であること。
- (3) 利用者全員が公共下水道の整備を要望していること。
- (4) 公共下水道を整備する当該私道に、上下水道局が設定する地上権等の権利について地権者全員が承諾していること。
- (5) 分流地域においては私道内に雨水排水設備が整備されているか、整備の予定があること。
- (6) 当該私道の土地所有にかかわる訴訟などの紛争のないこと。
- (7) 当該私道へ公共下水道が整備された後、利用するすべての建築物が直ちに排水設備を公共下水道へ接続すること。

(調査依頼)

第5条 この要綱の適用を受けようとするもの(以下「依頼人」という。)は代表者を定め、私道内公共下水道整備調査依頼書(第1号様式)を提出しなければならない。

(調査結果による可否の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による依頼書を受理したときは、必要な調査を行い、公共下水道整備の可否を決定し、私道内公共下水道整備調査回答書(第2号様式)により依頼人の代表者にその旨通知するものとする。

(申請)

第7条 私道へ公共下水道の整備が可能となった場合は、その代表者は私道内公共下水道整備申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 区分地上権設定承諾書(第4号様式)
- (2) 公共下水道接続施設設置工事申請書
- (3) 私有ガス管・水道管・排水設備の移設、切り回し及び撤去、改良等誓約

書（第5号様式）

（4）その他管理者が必要と認める書類

（申請の可否の決定）

第8条 管理者は、前条の規定による申請があった場合は、必要な調査を行い、公共下水道整備の可否を決定し、公共下水道整備工事決定通知書（第6号様式）により、代表者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第9条 管理者は、申請者が、次の各号のいずれかに該当したときは、決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

（2）管理者が付した条件又は管理者の指示に従わなかったとき。

（施設の帰属及び維持管理）

第10条 当該下水道の施設は、竣工検査完了後公共下水道として上下水道局に帰属し、その維持管理は上下水道局が行う。

（委任）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日において管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以降においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。